

課税標準の特例が適用される償却資産（令和6年11月1日現在の主なもの）

地方税法（第349条の3、附則第15条、旧附則第64条）に規定されたこの表の償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、特例の適用には一定の条件がありますので、事前に税務課までご確認ください。

対 象 資 産 (地方税法適用条・項・号)		減額の割合	取得適用期間	添付書類
ガス事業法による一般ガス導管事業者等が新設したガス事業用資産 (法第349条の3第2項)		最初の5年 2/3 次の5年 1/3	規定なし	ガス事業法に基づく許可書の写しなど
農業協同組合、森林組合、中小企業等協同組合等が国の補助などにより取得した共同利用に供する機械、装置 (法第349条の3第3項)		最初の3年 1/2	規定なし	国の補助金などを受理したことを示す書類の写し
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水、廃液の処理施設 (法附則第15条第2項第1号)		1/2 (わがまち特例)	令和6.4.1～ 令和8.3.31	県提出の特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設 (法附則第15条第2項第5号)		1/5 (わがまち特例)		市提出の除害施設の設置（変更）届の写しなど
認定発電設備対象外で国の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	10kW以上 1,000kW未満 (法附則第15条第25項第1号イ)	最初の3年 1/3 (わがまち特例)	令和6.4.1～ 令和8.3.31	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことを示す書類の写し
	1,000kW以上 (法附則第15条第25項第3号イ)	最初の3年 1/4 (わがまち特例)		
国の認定を受けて取得した風力、水力、地熱、バイオマス発電設備 (法附則第15条第25項第1号ロ、ハ、ニ、同項2号及び同項第3号ロ、ハ)		発電出力によって異なりますので、税務課までお問い合わせください		国の認定通知書の写しと電力会社との受給契約の成立を示す書類の写し
中小企業等経営強化法に基づき中小事業者等が新規に取得した認定先端設備等（旧法附則第64条）（法附則第15条44項）		最初の3年 全額	令和3.6.6～ 令和5.3.31	※ 詳しい要件・提出書類については下呂市ホームページにございます「生産性向上特別措置法による新規取得設備へ固定資産税の軽減」をご覧ください。
		最初の3年 1/2	令和5.4.1～ 令和7.3.31	

※この表は特例関係の法令から一部を抜粋し、わかりやすくまとめたものです。この表以外の適用資産やそれぞれの適用要件などが地方税法施行令及び施行規則に定められていますので参考にされるか、税務課にご相談ください。

※地方税法の改正により、新設・延長・廃止など、内容や条項が改正される場合があります。

※平成24年度税制改正において「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」を導入する旨の改正が行われ、下呂市では表中の（わがまち特例）と記された資産が対象になり、下呂市税条例により特例率が定められています。